

基本方針

1 脱炭素社会の実現

【関連する SDGs】



気温上昇の原因となる温室効果ガスの排出削減を図るため、2015（平成 27）年には国際的な枠組みとしてのパリ協定の採択、2020（令和 2）年には国としての 2050 年カーボンニュートラルの宣言が行われるなど、地球温暖化対策の積極的な推進が求められています。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進、交通環境の脱炭素化を図るための取り組みを推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

環境指標

指標	現状	中間目標 (2028 年度)	最終目標 (2033 年度)
市域からの温室効果ガスの削減率 (2013 年度基準) 【資料：自治体排出量カルテ（環境省）ほか】	-23.8% (2020 年度)	-35.2% (2025 年度 ^{※1})	-46.6% (2030 年度 ^{※1})
【参考】温室効果ガス排出量 346.9 千 t-CO ₂ (2013 年度)	264.1 千 t-CO ₂ (2020 年度)	224.7 千 t-CO ₂ (2025 年度)	185.2 千 t-CO ₂ (2030 年度)
市域の電力消費に対する 再生可能エネルギーの導入率 【資料：自治体排出量カルテ（環境省）】	14.2% (2021 年度)	18.0% ^{※2}	23.7% ^{※2}
次世代自動車の普及状況 (自動車保有台数総数に占める割合) 【資料：静岡県自動車保有台数調査】	8.8% (2022 年度)	13.5%	26.3%

※1 温室効果ガスの算定は 3 年前のデータとなるため、中間目標を 2025（令和 7）年度、最終目標を 2030（令和 12）年度としました。
 ※2 市域の電力消費量は 2020（令和 2）年度の実績（280.4GWh/年）を想定した数値。

市の取り組み

1-1 省エネルギーの推進

- ◇ 省エネルギーに関する取り組み事例などの情報発信により、家庭や事業所での省エネルギー活動を促進します。
- ◇ 県が実施する支援制度などの情報発信により、高効率な省エネルギー機器への切り替えを促進します。
- ◇ 公共施設における高効率な省エネルギー機器の導入、省エネルギーに配慮した維持管理を推進します。
- ◇ 公共施設をクールシェア・ウォームシェアの場として提供し、市民に活用してもらうことにより、家庭における冷暖房の使用削減を促進します。
- ◇ 静岡県の地球温暖化対策アプリ「クルポ」の周知を図り、市民による省エネルギーをはじめとする脱炭素の取り組みを促進します。

1-2 再生可能エネルギーの利用促進

- ◇ 新エネルギー機器等導入事業費補助金制度により、家庭への新エネルギー機器（住宅用太陽光発電システム、エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電池、V2H、HEMS）の導入を支援します。
- ◇ 公共施設の新築・改修時には施設の ZEB 化を見据え、太陽光発電設備の率直的な導入を図ります。既存施設についても施設の諸条件、有効性を検証し、太陽光発電設備の設置を進めていきます。
- ◇ 公共施設の電力調達について、施設の諸条件を検証し、再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを促進します。
- ◇ 県が実施する支援事業などの情報発信により、市民・事業者の再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

1-3 交通環境の脱炭素化の促進

- ◇ 新エネルギー機器等導入事業費補助金制度により、家庭への次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の導入を支援します。
- ◇ 公用車の保有台数の削減を図りながら、次世代自動車の導入を促進します。
- ◇ 公共交通機関（鉄道、バスなど）の結節機能の向上を図り、公共交通の利用促進を図ります。
- ◇ 民間事業者の進めるレンタサイクル（シェアサイクル）の公共施設への拠点整備に協力し、自転車の利用促進を図ります。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 日常生活や事業活動によって使用するエネルギー量や排出される二酸化炭素排出量を見える化し、自ら目標を設定して削減に取り組みます。	●	●
◇ 国民運動である「デコ活」や「ゼロカーボンアクション 30」などを参考に、日常生活・事業活動における脱炭素の取り組みを実践します。	●	●
◇ 環境マネジメントシステムの導入などにより、脱炭素の取り組みを推進します。		●
◇ 空調の省エネルギーを推進するため、クールビズ・ウォームビズを行い、適切な室温（環境省の推奨する夏季 28℃、冬季 20℃を目安）の設定を心掛けます。	●	●
◇ 住宅や事業所の新築・改修時には、太陽光発電システムや高効率な省エネルギー機器の導入などにより、建物の ZEH 化・ZEB 化を促進します。	●	●
◇ 再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを積極的に行います。	●	●
◇ 昼間に太陽光発電で発電した電気を蓄電池に蓄電し、夜間や雨天時に活用します。	●	●
◇ 自動車の運転時にはエコドライブを実践します。	●	●
◇ 自動車の購入の際には、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など）を選択します。	●	●
◇ 公共交通機関の積極的な利用と、近距離の移動の際は徒歩や自転車（レンタサイクルを含む）を活用します。	●	●
◇ 従業員の勤務形態に在宅勤務（テレワーク）を取り入れます。		●
◇ 日時指定や置き配、宅配ボックスの利用より、再配達を削減します。	●	

基本方針

2 循環型社会の推進

【関連する SDGs】



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、地球規模での環境問題の深刻化にもつながっています。市民に対するごみの分別への理解促進・分別排出の徹底、事業者への廃棄物の適正処理の啓発を通じて、廃棄物の3R〔排出抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）〕を推進し、循環型社会の推進に努めていきます。

環境指標

指標	現状 (2022 年度)	中間目標 (2028 年度)	最終目標 (2033 年度)
1人1日当たりのごみの排出量 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の目標値を採用	965g/人・日	872g/人・日	838g/人・日
リサイクル率 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の目標値を採用	19.6%（※）	20.3%	20.3%

注）令和5（2023）年1月より、新ごみ焼却施設（クリーンセンターいず）が稼働し、それまで民間事業者に処理委託をしていた「その他のプラスチック類」「木質系粗大ごみ」については、現在、焼却処理を行っています。リサイクル率の目標設定をするに当たり、今後は「その他のプラスチック類」「木質系粗大ごみ」を資源ごみとしてリサイクル率に含めないものとしての条件設定をしているため、現状（2022年度）のリサイクル率についても同条件でのリサイクル率の計算をしています。

市の取り組み

2-1 廃棄物の減量化の推進

- ◇ 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・再資源化を推進します。
- ◇ 食品ロス削減の取り組みに関する情報発信、EM ぼかしの活用による生ごみの自家処理の促進により、生ごみの減量化を図ります。

2-2 廃棄物の再資源化の推進

- ◇ 「不用品活用バンク」事業により、家庭で不用になった生活用品などの循環利用を促進します。
- ◇ 公共事業で発生する建設副産物の再使用・再資源化を推進します。
- ◇ 「資源循環センター農土香」において、生ごみと剪定枝を原料とした堆肥の製造により、ごみの資源化を図ります。
- ◇ 公共花壇や地域花壇に、資源循環センター農土香で製造された堆肥の活用を促進します。

コラム

不用品活用バンク

不用品活用バンクは、家庭での不用品のリユース促進を目的とした登録紹介で、広報「いずのくに」へ関連記事を毎月掲載しています。品物を譲りたい方は「ゆずります」、欲しい方は「ゆずってください」コーナーへ掲載し、不用品をごみとして出さないで、必要な方に活用してもらっています。



市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ ごみの分別ルールを守り、ごみの減量・再資源化に努めます。	●	●
◇ マイバッグやマイボトルを持参し、ごみの削減に取り組みます。	●	
◇ 商品の梱包や包装を簡素化するなど、ごみの減量に努めます。		●
◇ 食べ残しの削減、食材の使い切り、てまえどりの実践、フードドライブなどにより、食品ロス削減に努めます。	●	
◇ 市内で排出された生ごみ、剪定枝を原料に製造された堆肥「農土香」を活用し、資源循環を推進します。	●	●
◇ 需要を予測した適量な仕入れ、適正な在庫管理、フードバンク活動などにより、食品ロス削減に努めます。		●
◇ 環境ラベルを参考にしながら、環境に配慮した商品を積極的に購入します。	●	●
◇ 「不用品活用バンク」やフリーマーケットを活用します。	●	

コラム

てまえどり

食品産業から発生する食品ロスを削減するために、消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携して、消費者が買い物をする際、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行っています。



コラム

「フードバンク」と「フードドライブ」

「フードバンク」とは、家庭や食品を取り扱う事業者から、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設などへ無償で提供する団体・活動をいいます。一方、「フードドライブ」とは、家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体、地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動をいいます。



コラム

環境ラベル

環境保全に役立つ商品に対して、客観的な基準に基づき分かりやすくするために表示されているラベルが「環境ラベル」です。消費者が環境ラベルに表示されている情報を目安として商品を選択して購入し、使用することで結果的に環境負荷の削減につながります。



エコマーク



グリーンマーク



FSC 森林認証



間伐材マーク



バイオマスマーク

基本方針

3

自然共生社会の実現

【関連する SDGs】



自然環境は一度損なわれると元の状態に回復するまでには長い時間を必要とします。一人ひとりが山や川、森などの自然から多くの恵みを楽しんでいることを認識し、水辺や緑など身近な自然環境の保全・活用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを推進します。

環境指標

指標	現状 (2022年度)	中間目標 (2028年度)	最終目標 (2033年度)
有機農業の取組面積	32ha	39ha	46ha
水辺環境の保全や活用に関する取り組み	6件	8件	10件

市の取り組み

3-1 森林・農地の保全・緑化の推進

- ◇ 「伊豆の国市森林整備計画」に基づき、伐期齢やゾーニングを設定し、森林の保全整備を計画的に推進します。
- ◇ 森林所有者からの経営管理権の受託による森林整備を推進します。
- ◇ 有機農業者の拡大を図り、環境負荷の少ない農業を推進します。
- ◇ 放置竹林の整備を促進するため、補助制度などの活用により整備に意欲的な団体の支援を行います。
- ◇ 農地中間管理機構による仲介等を支援し、効率の良い圃場集積と農地の荒廃防止を図ります。
- ◇ 耕作放棄地リノベーション事業費補助金により、耕作放棄地の解消を促進します。
- ◇ 「伊豆の国市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシやニホンジカなどの個体数調整や被害の防除を行います。
- ◇ 市民の憩いの場として、自然環境を生かした都市公園を適切に管理し、緑化環境の向上を図ります。
- ◇ 地域や団体、施設において取り組んでいる花壇整備などの緑化活動について、花苗・緑化木などの支給支援により、市内の緑化促進、環境美化を図ります。
- ◇ 「花咲く伊豆の国推進協議会」と連携し、おもてなし花壇等の整備や花のイベント開催を通じて、花と緑のまちづくりを推進します。

3-2 水辺環境の保全・生物多様性の保全

- ◇ 市民の憩いの場として、河川敷の水辺空間、自然環境が活かされた公園の活用促進を図ります。
- ◇ 市民ボランティアによるホタル生息地の保全活動を支援します。
- ◇ 水生生物観察会の開催を通して、河川水質環境の保全への意識高揚を図ります。
- ◇ 外来種の侵入による生態系への影響を防ぐため、広報などでの注意喚起を行います。
- ◇ 狩野川の水辺環境保全のため、流域市町での連携した取り組みを推進します。

市民・事業者の取り組み

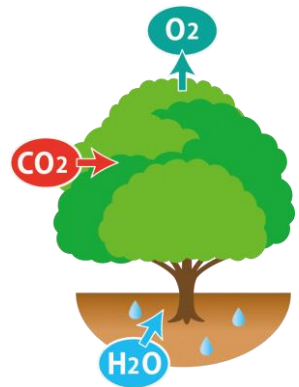
	市民	事業者
◇ 所有する山林や農地の適正な維持管理に努めます。	●	
◇ 温室効果ガスの吸収源としての森林の整備促進を図るため、建築資材や燃料資源としての木材の利活用に取り組みます。	●	●
◇ 花壇づくりや樹木の植栽などにより、庭や事業所敷地内の緑化に取り組みます。	●	●
◇ 地域の緑化活動や自然保護活動に積極的に参加します。	●	●
◇ 生態系の保全活動などの社会貢献活動に取り組みます。		●
◇ 外来種についての正しい知識を習得し、適正飼育、拡大防止に努めます。	●	

コラム

森林による二酸化炭素の吸収

森林は二酸化炭素を吸収し、地上部や地中に貯蔵して地球温暖化防止の役割を果たします。その吸収量は樹種や林齢により異なりますが、例えば50年生スギの人工林面積1ha当たりの炭素貯蔵量は170t、1本あたりでは約190kgに達すると試算されています。これを50年で割れば1年間平均で1本あたり約3.8kgの炭素（二酸化炭素に換算すると約14kg-CO₂）を吸収したことになります。1世帯から排出される二酸化炭素は年間3,730kg-CO₂（2021年度）であることから、この吸収に必要なスギは約266本と試算されています。

【資料：全国地球温暖化防止活動推進センター、関東森林管理局】



コラム

古川のゲンジボタル

葦山反射炉の近くを流れる清流・古川（ふるかわ）では、毎年、5月の中旬から6月の中旬にかけて、自生しているゲンジボタルを観賞することができます。また、この時期に合わせて伊豆の国市観光協会が主催する「葦山反射炉ホタル観賞の夕べ」が開催されており、ホタルのほのかな光が訪れた人々を楽しませてくれます。ゲンジボタルがいつまでも生息できる良好な環境づくりを図っていきます。



基本方針

4

安全・安心な生活環境の保全

【関連する SDGs】



日常生活や事業活動に伴う騒音や振動、水質汚濁、野外焼却による悪臭、ごみの不法投棄などが発生すると、日々の暮らしの快適さが損なわれてしまいます。市民や事業者がマナーや規則を守るとともに、市は公害等の相談に適切に対応し、啓発活動を推進していくことにより、市民が安全・安心に暮らすことのできる良好な生活環境の保全に努めていきます。

環境指標

指標	現状 (2022 年度)	中間目標 (2028 年度)	最終目標 (2033 年度)
生活排水処理率 一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の目標値を採用	79.8%	88.0%	90.7%
環境美化の日（市内一斉清掃）参加地区数	41 地区	52 地区	52 地区

市の取り組み

4-1 生活環境の保全

- ◇ 大気・水質・騒音等に関する市民からの相談に適切に対応します。
- ◇ 野外における焼却行為の防止に関する周知を行うとともに、原因者に対する適正な指導を行います。
- ◇ 工事や建設作業においては、環境配慮型の機器の使用を推進します。
- ◇ 「伊豆の国市公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 合併処理浄化槽設置費用の補助により、下水道区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。
- ◇ 空地や空家の所有者に対し、雑草等の適切な管理を促します。

4-2 環境美化・不法投棄防止対策の推進

- ◇ 5月・9月・3月の年3回の「環境美化の日」において、地域清掃活動の実施の呼びかけにより、市内全域での環境美化を促進するとともに、美化意識の向上を図ります。
- ◇ 不法投棄多発地点への看板設置や、不法投棄の多い山間部の路線への重点的なパトロールなどにより、不法投棄の早期発見や抑止対策を図ります。
- ◇ 不法投棄について、警察署への連携により適切に対応します。
- ◇ 屋外広告物について、定期的な巡回パトロールの実施と違反広告物の簡易除去などの実施により、良好な景観の保全を図ります。

市民・事業者の取り組み

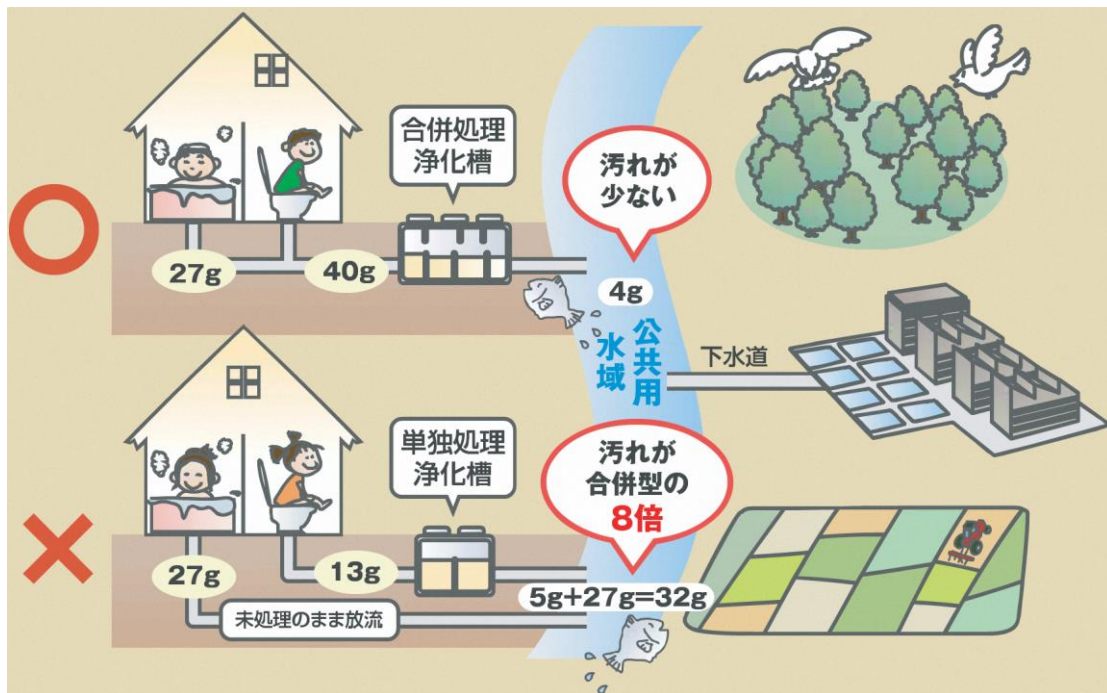
	市民	事業者
◇ 家庭生活での騒音や振動、悪臭などの発生防止に努めます。	●	
◇ 施設・設備の適切な維持管理に努め、大気汚染、水質汚濁、振動、騒音などの公害の発生防止に努めます。		●
◇ ごみを野外で焼却することはせず、適正に処理します。	●	●
◇ 公共下水道区域においては下水道への接続に努め、単独処理浄化槽については合併処理浄化槽への切り替えを図ります。	●	●
◇ 地域の清掃・美化活動などに積極的に参加します。	●	●
◇ 不法投棄がされにくい清潔な環境を維持します。	●	●
◇ 屋外広告物などの設置に際しては、周辺景観との調和を図ります。		●

コラム

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え

単独処理浄化槽は、し尿の処理しかすることができません。そのため、単独浄化槽の家庭では、風呂や台所、洗濯などの生活雑排水がそのまま公共用水域に流れ、川や海を汚してしまいます。

合併浄化槽では、し尿処理と併せて生活雑排水の処理ができるため、単独浄化槽からの切り替えを推進しています。



【資料：環境省・浄化槽による地域の水環境改善の取り組み】

基本方針

5 環境教育等の展開

【関連する SDGs】



環境問題は人々の社会経済活動がもたらす環境への負荷に起因しています。環境を保全し、持続可能な社会を構築していくためには、環境問題を身近に感じてもらい、理解を深めていくことが大切です。市民、事業者が、自らの生活や活動が環境に与える影響を意識し、環境にやさしい生活や活動を実践できるよう、環境に関する情報発信や環境教育の機会の充実に努めていきます。

環境指標

指標	現状 (2022年度)	中間目標 (2028年度)	最終目標 (2033年度)
環境に関連する体験講座等への参加者数	527人	750人	1,000人

市の取り組み

5-1 環境教育・環境保全活動の推進

- ◇ 学校において、環境保全やエコ活動、SDGsなどを題材にした授業や活動の実践により、児童・生徒の環境への理解を深めます。
- ◇ 幼稚園・保育園において、野菜の栽培と食材としての活用、花壇の整備や生きものの飼育、ごみ拾いや資源回収の実践など、子どもたちへの環境教育の実施・指導を推進します。
- ◇ 環境に関する体験教室や学習講座の開催、施設などの見学・職場体験の実施など、環境学習の機会を提供します。
- ◇ 市民や事業者が、環境問題や保全活動に関心を持ち自主的に行動できるよう、環境に関する取り組みなどの情報発信に努めます。
- ◇ 地域や団体が取り組む資源ごみの回収活動への集団回収報奨金制度による支援を通じて、環境保全活動の促進と、参加する子どもたちなどへの環境意識の向上を図ります。
- ◇ 狩野川流域市町の連携による狩野川水生生物観察会の開催を通じて、環境保全への意識向上を図ります。
- ◇ 地元の花き生産者や花咲く伊豆の国推進協議会などとの連携により、花や緑を活用した「花育」活動を推進します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 環境学習講座や体験教室などに積極的に参加します。	●	
◇ 施設見学や事業所で取り組んでいる環境保全活動の紹介、講師の派遣など、環境学習の機会・人材の提供に協力します。		●
◇ 地域の環境保全活動などに積極的に参加します。	●	●
◇ 環境マネジメントシステムの導入などにより、事業所の環境保全の取り組みを推進します。		●

相乗効果

環境でおもてなし
伊豆の国

【関連するSDGs】



5つの基本方針に即した環境に対する取り組みが進むことにより、市民にとっての生活環境の向上などにつながるだけでなく、本市を訪れる観光客にとっても快適さをもたらす相乗効果が期待されます。



本市は、葛城山、城山、狩野川をはじめとした美しい山河（さんが）や多くの温泉地、新鮮な地元の農産物などに恵まれており、交通アクセスもよいことから、全国から多くの来訪者が訪れています。特に狩野川沿いは美しく雄大な自然環境を満喫することのできるサイクリングコースとして、市民や来訪者に人気があります。さらに、市内の各地には、地域住民により植栽管理されている花壇が整備されるとともに、子供たちに向けた花育活動も徐々に広がり、花いっぱいのもちづくりが進められています。

その一方で、観光による移動や滞在などにおけるエネルギー消費、食品ロス、ごみの散乱などの環境課題も発生しています。そのため、このような課題を解決しつつ、観光の視点から脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を図ることで、全国に本市の観光+環境の取り組み「環境でおもてなし伊豆の国」をPRしていきます。



コラム

花咲く伊豆の国推進協議会

花咲く伊豆の国推進協議会は、地域で緑化活動している団体が集まり、自ら育てたお花や、地元の花き生産者の育てたお花、資源循環センターで製造された堆肥を活用し、花や緑で彩られた美しい景観づくりに取り組んでいます。

会員による花壇整備だけでなく、保育園・幼稚園や学校との花育交流を通じた植栽による花壇づくりにも取り組んでいます。また、花と緑への興味・関心を高めるための市民参加の催しの企画など、地域の景観づくり・交流促進、花と緑に関わる人づくりに取り組み、市民参加による花と緑にあふれた美しいまちづくりを目指して活動しています。



おもてなし花壇

市内に整備されたモデル花壇は、地域に彩りと潤いを与えるだけでなく、地域を超えて外から訪れる人を快く迎え入れる「おもてなし花壇」として、花咲く伊豆の国推進協議会の会員団体が維持管理を図っており、花と緑にあふれる美しい伊豆の国をPRし、地域住民だけでなく来訪者の目を楽しませてくれています。

